

千葉県いじめ問題対策連絡協議会の公開に関する実施要綱

(目的)

第一条 この実施要綱は、千葉県いじめ問題対策連絡協議会の会議の公開について、その範囲や方法等について定め、いじめの防止等に関する県民の理解を深めるための啓発に寄与することを目的とする。

(会議の公開)

第二条 本協議会の会議は、原則として公開するものとする。

(公開しないことができる会議)

第三条 前条の規定にかかわらず、千葉県情報公開条例第八条の各号に掲げられたもののいずれかに該当する事項を協議する場合は、当協議会の全部又は一部を公開しないことができる。

(公開の方法等)

第四条 公開で行う会議については、会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めるものとする。

2 傍聴を認める定員は10名とする。

3 前項の規定にかかわらず、報道機関に所属する者であって、会長が認める者は会議を傍聴できる。

4 会議の傍聴に関することは、千葉県いじめ問題対策連絡協議会傍聴要領に定める。

5 公開で行う会議の会議資料についてはこれを傍聴者に閲覧させ、又は配布することができる。

(会議開催の周知)

第五条 公開で行う会議を開催するに当たっては、事前に、次の各号に掲げるものを記載した会議開催の概要を県教育委員会ホームページに掲載し、県民に周知するものとする。ただし、会議の開催が急を要するときは、この限りではない。

一 会議の議題

二 開催の日時及び場所

三 傍聴の定員

四 傍聴手続き

五 問合せ先

六 その他

(会議内容の公開)

第六条 会議開催後は、県民への啓発が必要な事項については、その概要を県教育委員会ホームページに掲載し、速やかに公開するものとする。

第七条 この実施要綱で定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(適用期日)

第八条 この実施要綱は、平成26年6月20日からこれを施行する。